

道社協 太郎 様

関係者番号: ●●●●●

社会福祉法人北海道社会福祉協議会 会長

(公印略)

緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金 償還開始のお知らせ

今回お知らせする貸付の第1回目の償還期限(入金期限)は令和5年2月25日です

【口座振替】 Paraan ng pagbabayad, direktang babawasin sa iyong accout(para lng sa 3 banko na nasa ibaba).

- ・償還方法は、「ゆうちょ銀行」「北洋銀行」「北海道銀行」いずれかの口座振替(自動引落)となっています。
・毎月25日(金融機関が休業日の場合翌営業日)に引落を行います。残高不足にならぬよう必ず前日までに確認ください。
・口座振替未届出(下記口座欄空白)の場合早急に別添「預金口座振替依頼書」を特例事務センターへ送付ください。
(※注意1:届出頂いても印鑑相違や金融機関の登録で時間を要し、初回の振替に間に合わない場合がございます。)
・なお、口座振替未登録や残高不足などで振替できない場合には、後日郵送する払込取扱票でお支払いいただきます。

【今回償還が開始する貸付金の償還計画】

【令和4年〇月〇〇日時点のデータから作成】

Table with 4 columns: Loan 1, Loan 2, Loan 3, Loan 4. Rows include: 資金名称・資金コード, 貸付コード, 貸付額, 償還済額, 償還残高, 償還期間, 償還期日, 償還金額, 償還回数, 届出済み, 振替口座.

Numero at uri ng Loan (Ipaalam sa oras ng pagtawag)

Halagang hiram Nabayarang halaga Halagang dapat bayaran

Panahon ng pagbabayad, Simula ng pagbabayad, Katapusan ng pagbabayad, ang pagbabayd ay tuwing ika-25 ng buwan. *Halimbawa:Humiram noong Enero 26, ang unang bayad ay Peb. 25 (Sabado) kung matapat ng Sabado o Linggo sa kasunod na hamak na araw babayaran

Babayaran kada buwan Babayaran sa huling buwan (paliliitin) Ilang bayad (1 kada buwan)

Ibabawas sa account na ito *Kung di nakasulat "isulat sa request" na ibawas sa account" at ihulog sa koreo

2. Kung nagpalit ng pangalan at tirahan TEL 0120-540-058 ang tawagan Magpadala ng kasulatang nagpalit ng pangalan o tirahan

厳守事項など

- 1.期限までに返済金(元金及び利子)を納めること。
2.借受人に次の事項が生じている場合、直ちに届け出ること。
(1)住所を変更したとき
(2)改姓・改名したとき
(3)死亡、または行方不明になったとき
(4)その他北海道社会福祉協議会が定める事項
3.破産など債務整理手続開始の通知先は、「北海道社会福祉協議会 生活支援課」です。
4.次の1つにあてはまるときには、貸付金の全部又は一部を一括で返していただくことがあります。
5.償還期限までに貸付金滞利子を徴収します。
6.上記の償還期日より後発行します。(減額して)
4.Kung ikaw ay nag-aplay ng utang na may panlililing o sinadyang hindi magbayad ng walang sapat na dahilan, atbp. kakailanganin mong magbayad ng parte o ang lahat ng iyong mga inutang ng madalian.
5, 6. Pinakahuling bayad (Halimbawa : Enero 25, 2025) ay di nabayaran ang buong halaga, magkakaroon ng interes, hindi man buwangan ang interes pag di

【この通知に関するお問い合わせ先】

北海道社会福祉協議会 コロナ特例事務センター

☎電話 : 0120-540-085 (フリーダイヤル : 平日9

生活福祉資金の償還（返済）について

- 償還方法は、「ゆうちょ銀行」「北洋銀行」「北海道銀行」いずれかの口座振替です。
- 「振替口座が未届出」の場合

別添“預金口座振替依頼書”

Kung babayaran ng isang beses, papadalhan ng payment slip tumawag sa, TEL 0120-540-085

- 「一括で返済したい」場合

払込取扱票を発行しますので、コロナ特例事務センター(0120-540-085)へ電話ください

償還免除申請はお忘れなく！

• Sa mga exempted sa tax, maaaring maging exempted sa pagbabayad (Ang aplikasyon para sa 2022 ay tapos na noong Mayo,2022)
 • Para sa impormasyon basahin ang leaflet ng MHLW.

- 今回償還開始する貸付の免除申請をお忘れありませんか？

< 償還免除となる要件 >

- ・令和3年度又は4年度に借受人と世帯主が住民税非課税
- ・生活保護受給 ・身体障害者手帳（1級又は2級）
- ・精神保健福祉手帳（1級のみ）など

- 償還開始後でも新たに免除要件に該当した場合、全部または一部の償還を免除できる場合があります。

- 詳しくは別添のチラシをご覧ください。

- 申請様式がない場合、ホームページからダウンロード、またはコロナ特例

北海道社会福祉協議会

• Kung ang mga pagbabayad ay mahirap, maaaring ipagpaliban (postpone) ang mga kabayaran ng mga ilang panahon.
 *Ang paraan ng pag-aplay ay sinusuri sa kasalukuyan. Kapag nadisisyunan, ito ay ipapaskel sa website: dosyakyo.or.jp

返済免除のポイント 令和4年11月現在

返済免除は、資金の種類ごとに一括して行います。（表1のとおり）
 ①借付した資金、②総合支援資金の初回貸付分、③総合支援資金の延長貸付分、④総合支援資金の再貸付分です。（注）注1は、特定の返済免除となります。）

●借受人と世帯主が住民税非課税（所得割、所得控除）であれば、返済免除の対象となります。（※免除決定時点で返済している金額は免除対象外）

●免除要件等は、資金の種類により異なります。（下記参照）

上記以外にも、前年度末に借受人と世帯主が住民税非課税となった場合は借付分一括免除となる場合、生活保護受給者の方、身体障害者手帳（1級）または精神保健福祉手帳（1級または2級）の交付を受けた方（表2）、元気で生活保護費、自己負担額など、返済中でも返済困難な状況であれば、全部または一部の返済を免除できる場合があります。

●返済免除には、免除申請や手続が必要です（※自動的には免除されません）

●生活保護費を受給した場合は、北海道社会福祉協議会コロナ特例事務センターまで連絡してください。

資金種別	免除要件	申請期間
・借付した資金 ※令和4年3月末までの申請	令和3年度又は令和4年度が住民税非課税	令和4年度 ※返済するが返済滞り等の場合、資金に 関係なくしてください。
・総合支援資金（初回貸付分） ※令和4年3月末までの申請	令和3年度又は令和4年度が住民税非課税	令和4年度 ※返済するが返済滞り等の場合、資金に 関係なくしてください。
・総合支援資金（延長貸付分） ・総合支援資金（再貸付分）のうち、令和4年度以後の貸付	令和5年度が住民税非課税	令和5年度（6月までに返済する方へ） ※返済するが返済滞り等の場合、資金に 関係なくしてください。
・総合支援資金（再貸付分）	令和6年度が住民税非課税	令和6年度（6月までに返済する方へ） ※返済するが返済滞り等の場合、資金に 関係なくしてください。

免除の条件（要件）	資金種別	申請期間
・生活保護受給中の方	総合支援資金	令和4年度 ※令和4年度中に生活保護受給となる場合は、事業の負担軽減を併せて申請し、免除の決定は、返済滞り等の場合、返済滞り等の場合となります。
・精神保健福祉手帳（1級） ・身体障害者手帳（1級又は2級）	返済が滞り続いた資金	令和4年度 ※令和4年度中に生活保護受給となる場合は、事業の負担軽減を併せて申請し、免除の決定は、返済滞り等の場合、返済滞り等の場合となります。

償還が困難な場合（猶予（停止）等）には…

- 地震や火災等での被災 ○病気療養中 ○失業又は離職 ○その他道社協が認める場合（低収入、収入の減少、DV被害、多重債務、公共料金滞納など）など著しく償還が困難と認められるとき一定期間の償還猶予（停止）等が可能です。
- 希望する場合には、ホームページ「北海道社会福祉協議会」をご覧ください。（※現在、猶予などの具体的手続きについては、調整中です※）

生活にお困りの場合の相談先

• Konsultasyon para sa hiras ang pamumuhay.
 Basahin ang leaflet ng MHLW na nasa maraming wika.

市（区）町村社会福祉協議会 一人で悩まず、まずは相談してみませんか

- 道内全ての市（区）町村にある社会福祉協議会は、福祉に関する生活の困りごとを相談できる身近な窓口です。
- 償還が困難な原因には、様々な生活課題が絡みあっている場合がありますが、生活状況等の把握などを行い、償還猶予措置の紹介や適切な制度・機関へのつなぎを行うなどの相談・支援を行います。

生活困窮者自立相談支援機関 お金、仕事、住宅などで生活にお困りの場合には…

- お住まいの市町村ごとに相談窓口（市ごと、町村にお住まいの方は振興局ごと）があります。
- 日々の生活、仕事（就労支援）、家計（家計に対するアドバイスや債務整理のご案内）のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら支援します。